

平成 26 年 9 月 5 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 高 田 真 吾
 問 い 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 丸 山 智 浩
 (コ ー ド 番 号 : 3 8 2 5)
 電 話 番 号 (0 3) 6 3 0 3 - 0 2 8 0

第三者割当による新株式及び新株予約権の募集、並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の募集（以下、「本件第三者割当増資」といいます。）について決定いたしましたのでお知らせいたします。また、本件第三者割当増資に伴い、日本新電力株式会社（以下、「日本新電力」といいます。）が主要株主に該当する見込みとなりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

1. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行の概要

(1) 新株式発行の概要

| | | |
|---|---------------------|---|
| ① | 払込期日 | 平成 26 年 9 月 22 日 |
| ② | 発行新株式数 | 普通株式 900,000 株 |
| ③ | 発行価額 | 1 株につき 金 346 円 |
| ④ | 調達資金の額 | 金 311,400,000 円 |
| ⑤ | 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当方式 日本新電力株式会社 900,000 株 |
| ⑥ | その他 | 本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。 |

(2) 新株予約権発行の概要

| | | |
|---|---------------------|---|
| ① | 割当日 | 平成 26 年 9 月 22 日 |
| ② | 新株予約権の総数 | 4,500 個（1 個当たり 100 株） |
| ③ | 発行価額 | 新株予約権 1 個当たり 金 532 円 (発行調達額 金 2,394,000 円) |
| ④ | 当該発行による 潜在株式数 | 450,000 株 |
| ⑤ | 資金調達の額 | 金 158,094,000 円（手取概算額 154,449,050 円） (新株予約権による発行調達額 : 2,394,000 円) (新株予約権の行使による調達額 : 155,700,000 円) |
| ⑥ | 行使価額 | 1 株当たり 金 346 円 |
| ⑦ | 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法による Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited 4,500 個 |
| ⑧ | その他 | 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。 |

2. 募集の目的及び理由

(1) 平成 27 年 3 月期における当社の状況および本件第三者割当増資の目的等について

①当社の現況

当社は、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期まで 5 期連続して営業損失及び営業キャッシュ

ローのマイナス状態が継続しており、平成 21 年 3 月期以降、継続企業の前提に重要な疑義が生じております。平成 25 年 3 月期において、営業利益及び営業キャッシュフローにプラスが計上されたものの、平成 25 年 3 月 22 日付プレスリリース「主要取引先との契約満了に関するお知らせ」のとおり、主要取引先とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が、平成 25 年 3 月 31 日をもって満了となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況が継続しております。

このような状況下において、主力製品である、業務用中古車査定システム「Inspection Expert System」(以下、中古車査定システム「IES」といいます。)の販売拡大に向けて、パートナーとの協業による販路拡大やトライアル環境の増強などの取り組みを進めると共に、中古車流通に関連するシステム開発案件の受注活動を積極的に行う事で売上の拡大に努めております。

②前回増資の結果

当社は、既存事業の維持・継続への資金充当を主な目的として、平成 26 年 1 月 9 日を払込期日として、総額 249 百万円(うち金銭出資 195 百万円、デットエクイティスワップによる現物出資 50 百万円)の第三者割当増資を行いました。当該第三者割当増資における金銭出資の資金使途としましては、以下のとおりです。

| | 具体的な使途 | 当初の予定金額 (百万円) | 7/31 現在における 支出額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-----|-----------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| i | 本社における運転資金 | 約 44 百万円 | 22 百万円 | |
| | 本社人件費 | 約 32 百万円 | 16 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| | 本社家賃 | 12 百万円 | 6 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| ii | エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用 | 約 38 百万円 | 18 百万円 | |
| | 「ENeSYS」基盤の整備(開発費)費用(人件費) | 約 14 百万円 | 7 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| | 「ENeSYS」基盤の整備(開発費)に関する業務委託費 | 約 24 百万円 | 11 百万円 | 平成 26 年 1 月～7 月 |
| iii | エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金 | 約 92 百万円 | 55 百万円 | |
| | 「ENeSYS」立ち上げ資金(人件費) | 約 75 百万円 | 46 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| | 「ENeSYS」立ち上げ資金(事務所費) | 約 5 百万円 | 3 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| | 事業運転資金(販売費及び一般管理費) | 12 百万円 | 6 百万円 | 平成 26 年 1 月～9 月 |
| iv | 中古車査定システム「IES」の運転資金 | 約 21 百万円 | 36 百万円 | |
| | 「IES」立ち上げ資金(人件費) | 12 百万円 | 32 百万円 | 平成 26 年 1 月～12 月 |
| | 事業運転資金(販売費及び一般管理費) | 約 9 百万円 | 4 百万円 | 平成 26 年 1 月～9 月 |
| | 合計金額 | 約 195 百万円 | 131 百万円 | |

上記資金使途における平成 26 年 7 月末現在の状況としては、上記の通りとなっております。なお、残金の 64 百万円については、平成 26 年 12 月末までに当初の予定通りに執行予定となっております。

③省電力事業への注力及び業務提携の状況

資源小国であり、東日本大震災からの復興や原発再稼働の問題を抱える我が国にとって、「エネルギー安全保障」は国の根幹を支える最重要課題であり、政府の成長戦略においても「経済的なエネルギー需給の実現」が大きな課題となっております。このような環境の下、「クリーン」「経済的エネルギー」の分野に関する市場規模は、内閣官房内閣広報室発表「戦略市場創造プラン」によると現時点で国内 4 兆円、海外 40 兆円、2020 年には国内 10 兆円、海外 108 兆円との試算が出ております。

当社では、このような市場環境をふまえ、当社の強みである「開発力」「見える化」「高いユーザビリティ」を活かし、国内外における省エネルギー関連市場へ参入すべく、省エネルギー関連市場に対応するシステムの商品化に注力してまいりました。

具体的には、上記の省エネルギー関連市場向けの市場に対して、エネルギーの有効利用に着目したエネルギー管理手法の一つである BEMS(注)を活用した管理システムの中心を構成するソフトウェアとその周辺機器をメインとする商品開発、提携先の開拓および営業活動の強化を行っております。また海外市場においては、成長著しい ASEAN 地域における市場調査をすでに開始しており、

早期の営業展開を目指しております。

このような状況のもと、当社は、当社の主要取引先である ES 株式会社（代表取締役 山口慶治 福井県越前市横市町 1-6）からの紹介により、日本ロジテック協同組合（東京都中央区佃一丁目 11 番 8 号、代表理事：軍司昭一郎）と知り合う機会を持ちました。日本ロジテック協同組合は、平成 19 年 11 月 9 日に設立され、当組合が一括購入した電力を組合員に給電し電力料金の低減を支援する PPS 事業（注）を行う協同組合です。

平成 26 年 5 月頃より、当社取締役である小田玄紀並びに担当部長を中心に、当社のもつ省電力事業と日本ロジテック協同組合の PPS 事業との間において、何らかの形での連携を行うことを目的とした協議を行いました。

協議を重ねた結果、当社と日本ロジテック協同組合との間で具体化し合意した双方の目指すべき強化および協力の方針としまして、PPS 電力を活用する顧客を日本全国各地に増加させ、かつ、電力供給からエネルギーコントロールまでの一貫したサービス体制を構築することを基本方針として、省エネルギー関連システム（エネルギーコントロールシステム）の開発を行い、顧客に対して省エネルギー商材（LED、BEMS など）を提供していくことを決定致しました。

具体的には、今般日本ロジテック協同組合との業務提携基本契約（以下、「本業務提携契約」といいます。）を締結し、日本ロジテック協同組合及び日本ロジテック協同組合が行う PPS 事業の組合員に対して当社の主力商品であるエネルギー管理システム「ENeSYS」の導入を行うことを目論み、また、当社としては、当該販売網の拡大を契機として、当社の取扱商材の拡大、及び販売・管理体制の増強を図ることを企図しております。

なお、日本ロジテック協同組合との本業務提携契約の内容は、以下のとおりです。

- (i) 当社が日本ロジテック協同組合の電力協同購買事業における組合員の募集に協力すること
- (ii) 当社が日本ロジテック協同組合の紹介により、日本ロジテック協同組合の組合員に対して省電力コンサルティングを実施すること
- (iii) 技術交流及び人的交流を行うこと

また、今般の割当予定先である日本新電力は、日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表取締役を務める企業であり、日本ロジテック協同組合の事業内容である PPS 事業を補完し関連する事業を行うことを目的として、平成 24 年 11 月に設立された企業であり、現状においては、主な事業の実績はないため、同組合より運転資金及び事業資金の借入れを受け、経済的な支援を受けている企業であります。

上記の協議を進める過程において、日本ロジテック協同組合より当社への本業務提携の要請を受け、詳細を検討した結果、今後の事業拡大に伴う有効な手立てとして、当社にとって、新規見込顧客の増加をはじめとする多くのメリットがあることから、日本ロジテック協同組合との本業務提携契約を行うこととなりました。

(注) BEMS (Building Energy Management System)

BEMS とは商業用施設の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステムです。電力消費は一定時間に集中して高くなることもあり、この消費量のピークを適切に管理・把握し、抑制することで余剰な電力消費の削減及び電気基本料金の削減が実現できます。

(注) PPS 事業

特定規模電気事業のことをいい、大量の電力を消費する企業や工場などの特定規模需要家に電力を供給する事業となります。

2000 年の改正電気事業法施行により、電力小売の自由化が一部認められ、契約電力が 2000kW 以上の需要家を対象とした電力小売事業への新規参入が可能となりました。この電力小売自由化により特定規模電気事業が可能となり、その後電力小売自由化は進み、2004 年には契約電力 500kW 以上、2005 年には契約電力 50kW 以上と、自由化の対象は広がってまいりました。

④本件第三者割当増資を行う理由

今般、日本ロジテック協同組合との本業務提携契約に合わせ、当社としては、省電力事業の体制を強化する必要があるものと考えており、具体的には、日本ロジテック協同組合の顧客及び顧客見込みに対して、当社のエネルギー管理システム「ENeSYS」を中心とするサービスを提供していくことを想定しており、また、省電力に関して新たなサービスの拡大を行うことにより、当社の事業規

模の拡大が見込まれるものと考えております。

このような状況において、省電力事業の拡充のための事業資金、体制強化、業容の拡充、及び増加するニーズに対応するための仕入資金のための資金調達が必要であると判断しましたが、資金調達を検討する中で、間接調達や直接調達を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたところ、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。

間接金融による資金調達については、当該規模の借入が見込める相手先を見つけることができないことから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。

加えて株主割当増資やライツ・オファリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。

その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。その中で候補先との協議を進め、日本ロジテック協同組合に打診を行ったところ、日本ロジテック協同組合の経営方針として、直接上場会社に対する投資は困難であるものの、日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表取締役を務め、同組合が資金援助を行う日本新電力であれば日本ロジテック協同組合の経営方針と矛盾することはなく、また、日本新電力は、現状においては主な事業の実績はなく、同組合より運転資金及び事業資金の借入を受け、経済的な支援を受けていることから、日本新電力の業容拡大のために日本ロジテック協同組合が日本新電力に資金を貸し付け、引き受けることであれば、問題ないとの回答を得ました。そして、発行条件について、日本新電力の代表取締役である橋本氏と協議を進めた結果、日本新電力を割当予定先とする新株式の発行を決定致しました。

また、今般の割当予定先である Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited は、2003年に設立された、バーチャルデジタル製品を取扱う EC サービスサイトを運営する企業である 5173.com Holdings Limited の 100%子会社であり、5173.com Holdings Limited のグループにおいて、中国で展開するゲーム関連事業を統括する中心的な持株会社です。また、5173.com Holdings Limited の運営するサイトは、ネットゲームのバーチャルアイテムやネットで使用できるポイント等を高い安全性及び高い信頼性で売買できるプラットフォームを開発し、中国国内ネットゲームユーザーに当該サービスを提供しております。

Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited と協議を行った経緯としましては、当社の前取締役であった劉海濤氏が代表取締役を務める株式会社ストリームが、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited からの出資を受け、また 5173.com Holdings Limited と業務提携契約を締結していることから、平成 26 年 6 月頃に劉氏より紹介を受け、当社の状況に関する相談を行っていたところ、資金調達により得た資金を投下し、事業の強化を行いたい当社の意向と、5173.com Holdings Limited が、EC サービスサイトの事業以外にも、当社の取り扱う「ENeSYS」及び「IES」の事業に興味を持って頂き、5173.com Holdings Limited において、当社の商品の販売等を中国国内にて行いたいと考えていることから、当社として割当予定先として選定することを判断いたしました。

なお、現時点において、当社と 5173.com Holdings Limited 及び割当予定先との間において業務提携契約等の締結は予定しておりませんが、今後業務提携を行うなどの場合には、適時開示することといたします。

また、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited が、割当予定先となった経緯につきましては、5173.com Holdings Limited の代表者と協議を図ったところ、同社のグループ戦略上、グループ内の投資事業を行う子会社である Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited にて引き受けたいということとなったため、当社としても、これに応じたものであります。

なお、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited の割当を新株予約権とした理由としましては、一度に一定金額以上の出資をする場合は社内手続きに時間がかかること、今後の当社の事業の状況及び、5173.com Holdings Limited における当社の事業展開及び協業の状況に応じて権利行使を行いたいという意向を踏まえ、当社の資金使途の状況、及び割当の候補先が他に見つからないことを鑑み、新株予約権による発行に至ったものであります。

また、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited の権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭

にて受けております。

(2) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(i) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ①本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ②行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防ぐことは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(ii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社の要請による取得）。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(iii) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の346円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、本新株予約権1個当たり532円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
- ②ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(iv) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ①本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ②本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 本新株式発行による調達

| | |
|----------------|--------------|
| (i) 払込金額の総額 | 311,400,000円 |
| (ii) 発行諸費用の概算額 | 2,689,900円 |
| (iii) 差引手取概算額 | 308,710,100円 |

(注) 1 本新株式の発行にかかる諸経費の内訳は、割当先に対する調査費用として250,000円、書類作成費用として750,000円、登録免許税として1,089,900円、第三者委員会の組成費用450,000円、その他諸経費(司法書士報酬、信託手数料、公告費用等)として150,000円を予定しております。

2 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

② 本新株予約権発行による調達

| | |
|----------------|--------------|
| (i) 調達する資金の総額 | 155,700,000円 |
| 新株予約権の発行による払込額 | 2,394,000円 |
| 新株予約権の行使による払込額 | 157,394,000円 |
| (ii) 発行諸費用の概算額 | 3,644,950円 |
| (iii) 差引手取概算額 | 154,449,050円 |

(注) 1 本新株予約権の発行にかかる諸経費の内訳は、割当先に対する調査費用として250,000円、書類作成費用として750,000円、登録免許税として544,950円、第三者委員会の組成費用450,000円、その他諸経費(司法書士報酬、信託手数料、公告費用等)として150,000円、新株予約権の算定費用として1,500,000円を予定しております。

2 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 本新株式発行による調達

| 資金使途 | 支出金額(円) | 支出時期 |
|---------------------|-------------|------------------|
| (i) 省電力事業の事業推進資金 | 260,910,100 | |
| 営業人員の増員 | 99,900,000 | 平成26年9月～平成28年8月 |
| 営業所の開設資金 | 15,000,000 | 平成27年1月～平成27年12月 |
| 営業所の賃借料 | 19,600,000 | 平成27年1月～平成28年9月 |
| 営業車の購入資金 | 10,000,000 | 平成27年1月～平成27年12月 |
| 仕入資金 | 94,000,000 | 平成27年1月～平成28年9月 |
| その他 | 22,410,100 | 平成27年1月～平成28年9月 |
| (ii) 管理・販売体制構築の為の資金 | 47,800,000 | |
| 人員増員のための資金 | 23,500,000 | 平成26年12月～平成28年9月 |
| 管理システムの構築資金 | 24,300,000 | 平成26年10月～平成28年1月 |
| 合計 | 308,710,100 | |

(注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2 資金使途は、以下の内容を予定しております。

- ① 平成26年9月5日に、日本ロジテック協同組合との間において締結致しました本業務提携契約により、日本ロジテック協同組合が行うPPS事業の組合員に対して、組合員の消費電力量の抑制を行うことを目的として、当社は、当社の主力商品であるエネルギー管理システム「ENeSYS」の導入を推進していくこととなりました。また、当該販売網の拡大を契機として、当社の省エネルギー関連商材の顧客拡大、及び販売・管理体制の増強を図ることを企図しております。

PPS事業については、特定規模電気事業者(PPS)である日本ロジテック協同組合が、電力会社からの一括購入により割引された電気を同組合員に対して通常価格よりも安く供給し、同組合員の電気料金の低減を支援する事業であり、これによって利用者は約1~8%程度の電気料金削減が可能となります。

一方で、これらの組合員に対して、当社が、省電力コンサルティングや「ENeSYS」及び省電力に関する商材を提供することにより、組合員は電気の調達コストから使用コストまでを幅広く低減することが可能となります。このような効果が見込まれることから、当社としては、個別組合員の利益のみならず、省エネルギーという社会的な要請の一助となるべく、本業務提携契約の締結を行ったものであります。

本業務提携契約に伴い、当社は日本ロジテック協同組合の組合員に対して、当社の「ENeSYS」の販売網及びサポート体制を敷くことを想定しており、現在は、東京本社に加えて、名古屋・大阪・石川にのみ営業所を有しておりますが、今後は、日本全国の主要都市における拠点展開を行うべく、全国に営業所を設置し、本業務提携契約のもとに行う省電力事業の体制強化をつとめてまいります。具体的には、人員の増強をはじめとする資金として99.9百万円、日本全国の主要都市5カ所(札幌、仙台、広島、福岡、鹿児島:以上すべて予定)における営業所の設置費用として15.0百万円、新たに設置した営業所の当面の賃借料として19.6百万円、省エネルギー関連機器の仕入資金として94.0百万円、営業車両の購入費として10.0百万円、並びにその他営業販促活動の費用として22.4百万円の支出を予定しております。

- ② 本業務提携契約に伴い、当社の販売網が拡大することに伴い、当社の管理体制及び販売支援を行う体制についても、強化を行う必要があると考えていることから、当該費用として47.8百万円の支出を予定しております。具体的には、管理部門の人員増員資金として23.5百万円、販売管理システムの導入費用として、24.3百万円を予定しております。

② 新株予約権発行による調達

| 資金使途 | 支出金額(円) | 支出時期 |
|------------------------------|-------------|------------------|
| (i) M&A 資金 | 40,000,000 | 平成26年9月~平成27年3月 |
| (ii) 「ENeSYS」(タイ)の販売に関する強化資金 | 114,449,050 | |
| 増加仕入資金 | 90,000,000 | 平成26年10月~平成28年9月 |
| 人員強化資金 | 24,449,050 | 平成26年10月~平成28年3月 |
| 合計 | 154,449,050 | |

(注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2 資金使途は、以下の内容を予定しております。

- ① 現在当社が取り扱うエネルギー管理システム「ENeSYS」は、エネルギーの有効利用に着目し、その中でもエネルギー管理の手法の一つである、BEMSを利用した管理システムであります。「ENeSYS」は、エネルギー消費量の削減を目的としており、空調設備に設置するために、建設工事が必要となります。現在、当社では建設業の許可を受けていないため、当該工事については、外部業者に委託しておりますが、今後、利益率の向上を目的とした業容の拡大を行うため、建物許可を取得しており、建設業のノウハウを持つ企業等の株式取得による子会社化を予定しております。現時点において、具体的に株式取得を決定した

企業はありませんが、現在複数の建設業の免許を持つ、建設工事関連企業と協議を進めております。M&A 資金として想定している 40.0 百万円については、現在において具体的に株式取得を行う企業は決定していないものの、現時点において協議を進めている企業の純資産額の平均値を参考にしております。なお、当社の想定通りに M&A が行われなかった場合には、当該資金 40.0 百万円のうち、建設業工事に関する経験を持つ人員の確保に 30.0 百万円、建設業のインフラ整備等を行うための費用に 10.0 百万円を充当し、建設業の免許を自社で取得するものと致します。また、当社の想定通りに権利行使が行われず、資金の調達が行われなかった場合には、調達した資金により、事業を縮小させたいと推定するものと致しますが、当社の想定通りに当該人員の確保がなされないなどの理由により、当社グループによる建設工事業への参入が遅れる、もしくは参入できない可能性があります。

- ② 近年、ASEAN 各国の経済成長は著しく、タイにおいても、同国の経済成長とともに電力の消費量が大幅に増えております。一方で送電設備の遅れや火力発電のための燃料の輸入増による発電コストの増大などの構造的問題を抱えており、経済成長を阻害しない効率的・安定的な消費電力の削減が大きな課題になっております。そのような環境の中で、当社は平成 25 年 8 月よりタイにおける市場調査を開始し、当社の「ENeSYS」が同国における省エネルギーに対するニーズに合致していること、タイにおける事業の経験が他の ASEAN 諸国やその他地域の発展途上国への展開に活かせること、平成 26 年 3 月期においてテストマーケティングの成果として早々に受注を獲得したこと、などの理由から平成 25 年 12 月にタイへの進出を本格的に決定したものであります。タイ国内の工場、病院、大型商業店舗などを「ENeSYS」導入のターゲットと想定し、これらの施設における空調設備や照明等の消費電力のピークカットや消費電力そのものの低減により、個別企業等の電気料金の削減に寄与するとともに、同国の抱える消費電力の増大を抑制するという課題に寄与することが、当社の事業の目的であります。なお、平成 26 年 3 月期までのところのタイにおける売上高は 28 百万円となっております。現在「ENeSYS」のシステム受注に伴う導入については、受注後、当社が関連システム及び付属機器の一連の機器の発注を行い、当社に対する納品後、当社が受注先企業に対して導入の支援を行い、現在タイ向けにサービスを提供しているものであります。しかしながら、発注から納品及び受注先企業からの入金が行われるまでにおよそ 6 ヶ月の期間を要し、また当社が発注する機器の一部については、製造会社との取り決めにより、発注時に支払いを行うこととされております。また、当社としては、受注時に着手金を取ることを依頼しておりますが、取扱う金額や、業種等により、受注時の着手金の受領に応じて頂けず、納品後に入金となるケースが多いのが実情です。このようなことから、当社の資金繰りにより、受注できる件数に限度が出てしまうこととなります。このような状況を改善するため、「ENeSYS」の販売に関する仕入れ資金として、90.0 百万円、及びタイ現地での営業先現場調査や設計、営業に対応できる人員を増員するための資金として 24.45 百万円を支出するものといたします。なお、当社の想定通りに権利行使が行われず、資金の調達が行われなかった場合には、売上の拡大による営業キャッシュフローにより、当該資金のねん出を行います。当社の想定通りに、「ENeSYS」の売上の増加が見込めない可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の新株式の発行は、資本を増強し、省電力事業における事業基盤の確立に加え、管理販売体制の拡充を行うことを予定しており、また新株予約権の発行は、M&A により今後の省電力事業の業容の拡大を行うことを予定しているほか、現在当社が注力しております「ENeSYS」拡大資金を確保することによる販売高の拡大を企図していることから、その資金使途は合理的であると判断しております。

よって、今回の本件第三者割当による調達資金は、収益基盤の当社の状況を改善するためにも必要不可欠であると考えており、事業基盤の確立を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上につながるかと考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

新株式の発行価額は、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 9 月 4 日）までに東京証券取引所マザーズ市場の公表した当社普通株式株価（終値、以下本項において同じ。）

の前営業日から1ヶ月間の平均株価である384.3円から9.97%ディスカウントした金額である345.89円を勘案し、協議致しました結果346円とすることにいたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日（平成26年9月4日）の終値502円から31.0%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月間の平均株価291.84円から18.56%のプレミアム、直前営業日から6ヶ月間の平均株価271.27円から27.55%のプレミアムとなっております。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等と、平成26年8月下旬以降の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず日経平均株価と比べて大きく上昇している事実を踏まえた上で、平成27年3月期第1四半期決算短信を開示した平成26年8月13日以降の株価推移を勘案し、直前営業日より1ヶ月間平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

当社といたしましては、直前営業日より1ヶ月間の平均株価が当社の企業価値を客観性に示していると判断しており、直前1ヶ月間の平均株価については、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める価額の範囲内であると考えております。

加えて、発行価額のディスカウント率を9.97%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉の経緯として、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成26年9月4日）までに東京証券取引所マザーズ市場の公表した当社普通株式株価の前営業日の株価を前提として、最終的に発行価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、本業務提携契約についての当社の今後の成長戦略における重要性、及び割当予定先の状況等を勘案し、ディスカウントの要望を受け入れた結果によるものとなります。

当該事項を踏まえ、当社取締役会としても、本新株式の発行価額が特に有利なものではなく、適法であると判断しております。

なお、本株式の発行に関し、監査役3名（社外監査役3名）全員と、当社とこれまで取引の無い弁護士である田中達也氏（熊谷・田中・津田法律事務所）の4名による独立委員会（以下、「独立委員会」という）は、上記算定根拠、本株式発行に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした株価等を勘案し、取締役の判断が既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであることを確認したうえで、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、公正価値の算定結果の水準の範囲であることから、合理的な価額であると認識しており、本株式の発行価額が特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関（エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本剛史）の算定の結果である531.7円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、532円と致しました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価502円（平成26年9月4日の終値）、権利行使価額346円、ボラティリティ94.18%（平成24年8月から平成26年8月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%（評価基準日における2年物国債レート）、当社における直近の配当実績を参考にした配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき531.7円との結果を得ております。

また、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提条件として、行使期間最終日（1年後または取得条項発動2週間後）に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

取得条項については、任意取得請求条項の行使タイミングをシミュレーションに組み込んでおり、発行体は株式価値の最大化原理に基づいて行動するものと想定し、行使価格： X 代替資金調達コスト： $A > 0$ とした時に、株価が $X+A$ を超える場合に任意取得条項が行使されると理論的に仮定します。なお、任意取得条項は、オプションの引受人が発行体に対して行使価格を異にするオプションを付与していることと同一であり、オプション料の公正価値を減ずる方向に働きます。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは54.87%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト1.99%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分52.88%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額346円に代替資金調達コスト分190円を加えた536円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準（コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。）と異なる水準、つまり株価が536円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が6,257円程度高く評価されております。

また、算定に際しては、権利行使制限にあたっては、代替的な資金調達を行う際に、取得条項を発動することが想定できることから、行使制限条項については、算定には考慮しないものとし、加えて、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,020株（平成24年9月5日から平成26年9月4日までの日次売買高の平均値である30,200株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。

なお、新株予約権者からの取得請求条項については、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けていることから、取得請求条項を発動するタイミングを合理的に見積もることは不可能であるため、取得請求条項を価値算定の前提条件より除外しております。

行使価額については、新株式の発行価額と同値であり、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日（平成26年9月4日）から、1ヶ月間の平均株価である384.3円から9.97%ディスカウントした金額である346円といたしました。

行使価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否

かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等と、平成26年8月下旬の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず日経平均株価と比べて大きく変動している事実を踏まえた上で、平成27年3月期第1四半期決算短信を開示した平成26年8月13日以降の株価推移を勘案し、直前営業日より1ヶ月間平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

加えて、行使価額のディスカウント率を9.97%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉の経緯として、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成26年9月4日）までに東京証券取引所マザーズ市場の公表した当社普通株式株価の前営業日の株価を前提として、最終的に行使価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、本業務提携契約についての当社の今後の成長戦略における重要性、及び割当予定先の状況等を勘案し、ディスカウントの要望を受け入れた結果によるものとなります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき531.7円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、エースターコンサルティング株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、本新株予約権の1個当たりの払込金額532円につきましては、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティング株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと当社取締役会として、判断をしております。

また、独立委員会全員もエースターコンサルティング株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、エースターコンサルティング株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してエースターコンサルティング株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資に伴い、本新株式900,000株の発行を行い、これによる希薄化率は14.53%（議決権比率14.56%）となります。また、新株予約権の発行を行い新株予約権の権利行使に基づく株式の数450,000株による希薄化率7.26%（議決権比率7.28%）であり、合計の希薄化率は、21.79%（議決権比率21.84%）に相当することとなります。

これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあることから、大規模な1株あたりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、現状において、収益基盤がぜい弱な状況であり、平成26年8月13日付「平成27年3月期第1四半期決算短信」にて公表いたしましたように、依然として営業キャッシュフローのマイナスを含め、財務上の問題が継続しております。

今回のファイナンスは、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株式の発行については、

省電力事業の推進資金及び管理・販売体制構築資金のために使用し、本新株予約権の発行については、業容拡大のための M&A 資金及び、「ENeSYS」(タイ)の販売に関する強化資金に使用するため、当社の収益基盤の拡大、及び体制の強化に寄与すると考えております。

以上により、本株式及び本新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、手元資金の確保によって、財務基盤の強化を行い、本ファイナンスにより、収益基盤の確立が可能となると共に、既存事業の立て直しによる与信力の向上や企業価値の向上が期待されることから、本件第三者割当増資の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、本新株予約権の割当予定先である Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited は、権利行使により発行された株式について、株価が上昇した場合には、保有する株式の一部を売却する可能性もあることから、割当株式の保有方針については、純投資とすることを口頭にて表明しているものの、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。当社としては、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited の保有する株式が一度に市場に売却された場合、急激な株価下落を伴う可能性があるものの、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited からは、保有する株式の売却時においては、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、当社としては、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited に対して本新株予約権の発行することについても、合理的なものであると判断しております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の過去 2 年間の 1 日あたりの平均出来高は 30,200 株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済み株式数 450,000 株を行使期間である 2 年間で行使売却するとした場合の 1 日あたりの数量は 616 株となり、上記 1 日あたりの出来高の 2.04% となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(日本新電力)

| | | | |
|---|-------------|--|--------|
| ① | 名 称 | 日本新電力株式会社 | |
| ② | 所 在 地 | 東京都中央区佃一丁目 11 番 8 号 | |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 橋本 宏昌 | |
| ④ | 事 業 内 容 | 発電事業(注) | |
| ⑤ | 資 本 金 | 3 億円 | |
| ⑥ | 設 立 年 月 日 | 平成 24 年 11 月 12 日 | |
| ⑦ | 発 行 済 株 式 数 | 3,000 株 | |
| ⑧ | 決 算 期 | 10 月 | |
| ⑨ | 従 業 員 数 | 3 名 | |
| ⑩ | 主 要 取 引 先 | 日本ロジテック協同組合 | |
| ⑪ | 主 要 取 引 銀 行 | 常陽銀行 | |
| ⑫ | 大株主及び持株比率 | 株式会社コア・コンピタンス 21 | 24.67% |
| | | 株式会社飛天 | 23.33% |
| | | 株式会社フロンティア 21 | 23.00% |
| | | 株式会社ささえ愛 | 13.33% |
| | | JL エナジー株式会社 | 3.33% |
| | | 橋本宏昌 | 1.67% |
| | | その他個人 8 名 | 10.67% |
| ⑬ | 当事会社間の関係 | | |
| | 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、 | |

| | |
|-----------------------|--|
| | 特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |
| ⑭ | 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円） |
| 決 算 期 | 平成 25 年 10 月 期 |
| 純 資 産 | 274,573 |
| 総 資 産 | 1,655,044 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | 55,168.15 |
| 売 上 高 | 24,780 |
| 営 業 利 益 | △25,894 |
| 経 常 利 益 | △25,266 |
| 当 期 純 利 益 | △25,426 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | △847.53 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 | — |

(注) 割当予定先の事業の内容につきましては、現時点において、具体的な活動は行われていないことを確認しており、その旨を踏まえ、今後の経営方針について、割当予定先に確認を行ったところ、今後の事業として、発電事業に注力する旨の回答を得ております。また、平成 25 年 10 月期において、売上高 24,780 千円を計上しておりますが、こちらについては、日本ロジテック協同組合からの発電所建設に関わる業務委託報酬となります。

(Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited)

| | | |
|---|-----------------|--|
| ① | 名 称 | Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited |
| ② | 所 在 地 | Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | Director Zhang Bingxin |
| ④ | 事 業 内 容 | 投資事業及び 5173 グループの中国におけるゲーム事業の統括 |
| ⑤ | 資 本 金 | 133,400 円 (注) |
| ⑥ | 設 立 年 月 日 | 平成 22 年 1 月 11 日 |
| ⑦ | 発 行 済 株 式 数 | 1 株 |
| ⑧ | 決 算 期 | 12 月 |
| ⑨ | 従 業 員 数 | 7 名 |
| ⑩ | 主 要 取 引 先 | — |
| ⑪ | 主 要 取 引 銀 行 | 香港上海銀行 |
| ⑫ | 大株主及び持株比率 | 5173.Com Holdings Limited 100% |
| ⑬ | 当 事 会 社 間 の 関 係 | |
| | 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 |
| | 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| | 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、 |

| | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| | | 特筆すべき取引関係はありません。 | | |
| | 関連当事者への 該当状況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | |
| ⑭ | 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：米ドル（千円）） | | | |
| 決 算 期 | | 平成 23 年 12 月期 | 平成 24 年 12 月期 | 平成 25 年 12 月期 |
| 純 資 産 | | 0.13 (0) | 614,854.10 (63,944) | 517,364.96 (53,805) |
| 総 資 産 | | 3.59 (0) | 615,110.88 (63,971) | 4,669,619.25 (485,640) |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | | △97.07 (△10,095.28) | 614,854.10 (63,944,826.40) | 517,364.96 (53,805,955.84) |
| 売 上 高 | | — | — | 38,297.44 (3,982,934) |
| 営 業 利 益 | | △97.20 (△10) | △93.65 (△9) | △97,489.12 (△10,138) |
| 経 常 利 益 | | △97.20 (△10) | 50,622,826.15 (5,264,773) | △97,489.14 (△10,138) |
| 当 期 純 利 益 | | △97.20 (△10) | 45,560,534.17 (4,738,295) | △97,489.14 (△10,138) |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | | △97.20 (△10,108.80) | 45,560,534.17 (4,738,295,553.68) | △97,489.14 (△10,138,870.56) |
| 1 株 当 たり 配 当 金 | | — | — | — |

- (注) 1 当社は、割当予定先及び割当予定先の役員及び主要株主（以下、「割当予定先等」といいます。）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目 8 番 11 号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、割当予定先等についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないことから、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。
- 2 日本新電力の設立年月日は、平成 24 年 11 月 12 日であるため、経営成績、財政状態につきましては、平成 25 年 10 月期のみを記載しております。
- 3 1 香港ドル=13.44 円、1 米ドル=104 円にて試算しております。

(2) 割当先を選定した理由

(日本新電力)

日本新電力は、平成 24 年 11 月に設立された発電関連事業を行う企業であり、日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表取締役を務める企業であり、同組合より運転資金及び事業資金の借入れを受け、経済的な支援を受けている企業であります。

今般、既存事業の強化を検討している中で、当社の主要取引先である ES 株式会社の紹介により、日本ロジテック協同組合との協業に向けた協議を検討するなか、当社としては、省電力事業の体制を強化する必要があるものと考えており、具体的には、日本ロジテック協同組合の顧客及び顧客見込みに対して、当社の「ENeSYS」を中心とするサービスを提供していくことを想定しており、また、省電力に関して新たなサービスの拡大を行うことにより、当社の事業規模の拡大が見込まれるものと考えております。

このような状況において、省電力事業の拡充のための事業資金、体制強化、業容の拡充、及び増加

するニーズに対応するための仕入資金のための資金調達として、本件第三者割当増資を検討する中で候補先との検討を進めた過程において、日本ロジテック協同組合に打診を行ったところ、日本ロジテック協同組合の経営方針として、直接上場会社に対する投資は困難であるものの、日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表取締役を務め、同組合が資金援助を行う日本新電力であれば、日本ロジテック協同組合の経営方針と矛盾することはなく、また日本新電力は、現状においては主な事業の実績はなく、同組合より運転資金及び事業資金の借入を受け、経済的な支援を受けていることから、日本新電力の業容拡大のために日本ロジテック協同組合が日本新電力に資金を貸し付け、引き受けることであれば問題ないとの回答を得、さらに発行条件について、日本新電力の代表取締役である橋本氏と協議を進めた結果、日本新電力を割当予定先とする新株式の発行を決定致しました

(Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited)

Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited は、2003年に設立された、バーチャルデジタル製品を取扱うECサービスサイトを運営する企業である5173.com Holdings Limitedの100%子会社であり、5173.com Holdings Limitedのグループにおいて、中国で展開するゲーム関連事業を統括する中心的な持株会社です。また、5173.com Holdings Limitedの運営するサイトは、ネットゲームのバーチャルアイテムやネットで使用できるポイント等を売買できるプラットフォームを開発し、中国国内において約7千万人の会員に愛用されてネットゲームユーザーに当該サービスを提供しております。

また、当社の前取締役であった劉海濤氏が代表取締役を務める株式会社ストリームが Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited からの出資を受け、また5173.com Holdings Limitedと業務提携契約を締結していることから、平成26年6月頃に劉氏より紹介を受け、当社の状況に関する相談を行っていたところ、資金調達により得た資金を投下し、事業の強化を行いたい当社の意向と、5173.com Holdings Limitedが、ECサービスサイトの事業以外にも、当社の取り扱う「IES」及びBEMSの事業に興味を持って頂き、5173.com Holdings Limitedにおいて、当社の商品の販売等を中国国内にて行いたいと考えていることから、当社として割当予定先として選定することを判断いたしました。

なお、現時点において、当社と5173.com Holdings Limited及び割当予定先との間において業務提携契約等の締結は予定しておりませんが、今後業務提携を行うなどの場合には、適時開示することといたします。

また、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limitedが、割当予定先となった経緯につきましては、5173.com Holdings Limitedの代表者と協議を図ったところ、同社のグループ戦略上、子会社であるLicheng (H.K.) Technology Holdings Limitedにて引き受けたいということとなったため、当社としても、これに応じたものであります。

なお、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limitedの割当を新株予約権とした理由としましては、一度に一定金額以上の出資をする場合は社内手続きに時間がかかること、今後の当社の事業の状況及び、5173.com Holdings Limitedにおける当社の事業展開及び協業の状況に応じて権利行使を行いたいという意向を踏まえ、割当予定先としては割当予定先の想定するタイミングにて払い込みができる新株予約権の発行を併用することといたしました。

また、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limitedの権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けております。

なお、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limitedの意向を踏まえ、当社として検討した結果、当社としても当該提案を上回る条件での提案が他の提案先からはなかったこと、新株予約権の権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けることができたことから、Licheng (H.K.) Technology Holdings Limitedの意向を受け、割当予定先に選定を行っております。

(3) 割当先の保有方針

(日本新電力)

当社は、日本新電力との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、割当株式については、長期的視点に立った新規事業構築と事業価値の向上を目指すことを方針とした投資及び支援である旨を確認しており、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を口頭にて受けております。また、割当予定先の間では、払込期日までに、新株式の効力発生日（平成26年9月

22日)より2年間、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

(Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited)

当社は、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited との間において、株式の保有方針についての協議を行ったところ、基本的には協業を視野に入れた引き受けであることから、継続的に保有を行う意向はあるものの、一方で、株価が上昇した場合には、保有する株式の一部を売却する可能性もあることから、割当株式の保有方針については、純投資とことを口頭にて確認しております。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

当社としては、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited の保有する株式が一度に市場に売却された場合、急激な株価下落を伴う可能性があるものの、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited からは、保有する株式の売却時においては、可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、当社としては、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited に対して本新株予約権の発行を決定致しました。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容
(日本新電力)

日本新電力は、平成24年11月に設立された会社で、天然ガスによる火力発電所を自社設備にて運営する予定の会社であります。このため、土地取得等の先行投資が大きく、現状は自社プラント建設以外の案件に対する出資余力が不足している状況です。一方で、日本新電力設立の母体となった日本ロジテック協同組合は、平成19年11月に設立され、直近である平成26年度における売上高は319億4607万円となっております。したがって、日本新電力による本件第三者割当増資に対する払込資金は日本ロジテック協同組合が日本新電力に貸し付けることで対応するとの回答を日本ロジテック協同組合及び日本新電力から得ております。

なお、当社は、割当予定先である日本新電力より、同社(平成25年10月期)及び日本ロジテック協同組合の財務諸表(平成24年3月期、平成25年3月期、平成26年3月期)、通帳の写しを受領し、また、日本ロジテック協同組合との金銭消費貸借契約書(返済期日平成31年8月31日、無担保)を本日付で締結した旨の報告を受け、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認し、払込金額以上の預金残高を保有していることを確認いたしました。

また、日本ロジテック協同組合の預金通帳の写しからも、日本ロジテック協同組合の預金残高を確認の上、金銭消費貸借契約書どおりに払込期日である平成26年9月22日までに貸付が行われる見込みであると、当社としては判断しております。なお、日本ロジテック協同組合より、当該金銭消費貸借契約に際し貸付を実行するための重要な前提条件等が無いこと、また契約締結日より融資予定日まで2週間以上の日が空いているのは、資金管理の観点から融資については払込期日の直前営業日である平成26年9月19日にしたとのことを確認しております。

以上のことから、当社として本件第三者割当増資に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

(Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited)

当社は、割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limited より、同社の財務諸表(平成23年12月期、平成24年12月期、平成25年12月期)、通帳の写しを受領し、新株予約権の払込み及び権利行使に係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認し、払込金額及び権利行使価額以上の預金残高を保有していることを確認いたしました。

以上のことから、当社として本件第三者割当増資に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

(5) 株式貸借に関する契約

現時点におきましては、割当先から当社及び当社の役員、役員関係者及び大株主と今回の割当先と

の間における、当社株式の貸借に関する契約・合意等を行う予定はない旨を聴取しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 新株割当後の大株主の状況

| 募 集 前 (%) (注) | | 募 集 後 (%) | |
|--|-------|----------------------------------|-------|
| Sunny Idea International Limited | 24.72 | Sunny Idea International Limited | 21.62 |
| Dymagin Global Limited | 15.94 | Dymagin Global Limited | 13.92 |
| 日本証券金融株式会社 | 4.39 | 日本新電力株式会社 | 12.71 |
| 山本 卓 | 4.38 | 日本証券金融株式会社 | 3.84 |
| セノーテ 1 号投資事業有限責任組合 | 3.86 | 山本 卓 | 3.83 |
| 吉川 登 | 3.31 | セノーテ 1 号投資事業有限責任組合 | 3.37 |
| KING TECH SERVICE HK LIMITED | 3.07 | 吉川 登 | 2.89 |
| 株式会社MAYA INVESTMENT | 2.91 | KING TECH SERVICE HK LIMITED | 2.68 |
| IM グロース 1 号投資事業有限責任組合 | 2.42 | 株式会社MAYA INVESTMENT | 2.54 |
| 楽天証券株式会社 | 1.72 | IM グロース 1 号投資事業有限責任組合 | 2.12 |
| バンク オブ ニューヨーク GCM クライアント アカウント JPRD ISG | 1.49 | 楽天証券株式会社 | 1.51 |

(注) 募集前の大株主の状況は、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿、及び平成 26 年 4 月 1 日より、本書提出時点までに提出された大量保有報告書による影響をもとに記載しております。

(2) 新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

| 募 集 後 (%) | |
|--|-------|
| Sunny Idea International Limited | 20.33 |
| Dymagin Global Limited | 13.09 |
| 日本新電力株式会社 | 11.95 |
| Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited | 5.97 |
| 日本証券金融株式会社 | 3.60 |
| 山本 卓 | 3.60 |
| セノーテ 1 号投資事業有限責任組合 | 3.17 |
| 吉川 登 | 2.72 |
| KING TECH SERVICE HK LIMITED | 2.52 |
| 株式会社MAYA INVESTMENT | 2.39 |
| IM グロース 1 号投資事業有限責任組合 | 1.99 |

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません

9. 今後の見通し

平成 27 年 3 月期以降の業績への影響は、省電力事業の拡大、及びエネルギー管理システム「ENeSYS」の販売拡大、M&A による事業拡大により、収益への影響が見込まれるものの、組織体制の強化により、費用が増加する見込みです。なお、現時点においては、未確定であり、確定し次第適時開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件増資により、当社株式は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に規定する 25% 以上の大幅な希薄化が生じることはないものの、20%を超える希薄化となることから、当該規程に準じ、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことと致しました。

当社は、独立委員会に対して、本第三者割当による新株式の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱しました。

当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当に係る募集株式発行の目的及び理由（割当予定先の選定理由、本提携の内容、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、独立委員会は、以下の通り、平成 26 年 9 月 5 日付の意見書において述べております。

<独立委員会の意見書>

第 1 資金調達の必要性（資金使途の合理性）

貴社は、本増資において、新株式の発行により 311,400,000 円（手取概算額 308,710,100 円）、並びに新株予約権の発行により 2,394,000 円及び行使により 155,700,000 円（手取金概算 154,449,050 円）の調達を予定しております。

上記の調達資金は、以下の目的のために使用されることが予定されています。

（新株式発行による調達資金）

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 省電力事業の事業推進資金 | 260,910,100 円 |
| ② 管理・販売体制構築の為の資金 | 47,800,000 円 |

（新株予約権発行による調達資金）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ③ M&A 資金 | 40,000,000 円 |
| ④ ENeSYS（タイ）の販売に関する強化資金 | 114,449,050 円 |

それぞれの使途の必要性及び相当性について、上記の資金使途に応じて以下に検討します。

1. 省電力事業の事業推進資金及び管理・販売体制構築の為の資金<①②>

新株式発行による調達資金のうち 260,910,100 円は、省電力事業の事業推進資金に充てられ、内訳は、営業人員の増員（平成 26 年 9 月～平成 28 年 8 月）として 99.9 百万円、営業所の開設資金（平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月）として 15.0 百万円、営業所の賃借料（平成 27 年 1 月～平成 28 年 9 月）として 19.6 百万円、営業車の購入資金（平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月）として 10.0 百万円、仕入資金（平成 27 年 1 月～平成 28 年 9 月）として 94.0 百万円、その他（広告宣伝費等）（平成 27 年 1 月～平成 28 年 9 月）として 22.4 百万円を使用する予定とのことです。

また、新株式発行による調達資金のうち 47.8 百万円は、管理・販売体制構築の為の資金に充てられ、内訳は、人員増員のための資金（平成 26 年 12 月～平成 28 年 9 月）として 23.5 百万円、管理システムの構築資金（平成 26 年 10 月～平成 28 年 1 月）として 24.3 百万円を使用する予定とのことです。

貴社は、平成 21 年 3 月期以降、継続企業的前提に重要な疑義が生じており、また、平成 25 年 3 月 31 日をもって主要取引先とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が終了し収益の柱が失われた結果、安定的に収益を生み出す事業を創出することが急務となっております。かかる状況において、貴社は、平成 26 年 1 月 9 日を払込期日とする新株式発行による資金調達を実施し、かかる調達資金を、主としてエネルギー管理システム「ENeSYS」及び中古車査定システム「IES」に係る事業に投入し、売上及び収益向上を図ろうとする過程にあるといえます。

かかる状況において、PPS（特定規模電気）事業を広く展開し成果を上げている日本ロジテック協同組合と業務提携を行うことは、貴社の取扱商材及び販路の拡大に大きく寄与し、貴社が注力する省電力事業の発展に資することが期待されるものであり、したがって、これに関連する営業拠点及び営業人員の拡充等に対して資金投入を行うことは、十分な合理性があるものと思われま。

併せて、営業拠点及び営業人員の拡充を図ることにより、必然的に本部機能の強化も必要となるため、

かかる本部機能の強化としての人員の確保及び管理システムの構築に対して資金投入を行うことも、合理性があると考えます。

そして、省電力事業の事業推進及び管理・販売体制構築に係る資金として予定される各項目への支出金額についても、その期間及び金額に鑑みれば、合理性が認められるものと思われま

す。これらの状況に鑑みれば、上記の省電力事業の事業推進及び管理・販売体制構築の資金使途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えます。

2. M&A 資金<③>

新株予約権発行による調達資金のうち 40.0 百万円は、M&A 資金（平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月）に使用する予定とのことです。

前述のとおり、ENeSYS の販売等を含む省電力事業を推進することは貴社の企業価値向上に資するものと考えられるところ、今後、利益率の向上を目的とした業容の拡大を行うため、建設に係る許認可を有し、建設業のノウハウを持つ企業等の株式取得による子会社化を行うことは、一から自社で許認可を取得しノウハウを蓄積するよりも迅速であり、十分な合理性が認められるものと思います。これにより、機動的な工事が可能となり、競合他社に対する優位性の確保にも繋がることが期待されるといえます。

また、M&A 資金として想定している 40.0 百万円については、最終的には具体的案件次第ではあるが、現時点において協議を進めている企業の純資産額の平均値を参考にして算出した金額ということであり、特に不合理ではないと考えます。

以上のとおり、かかる M&A は省電力事業の推進に寄与することが認められるといえ、そのための資金使途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えます。

3. ENeSYS（タイ）の販売に関する強化資金<④>

新株予約権発行による調達資金のうち 114.4 百万円は、ENeSYS（タイ）の販売に関する強化資金に充てられ、内訳は、増加仕入資金（平成 26 年 10 月～平成 28 年 9 月）として 90.0 百万円、人員強化資金（平成 26 年 10 月～平成 28 年 3 月）として 24.4 百万円を使用する予定とのことです。

ENeSYS は、経済成長が著しく電力需要の増大が見込まれる ASEAN 諸国やその他地域の発展途上国の市場に合致した商品であり、将来の発展途上国への事業展開の足掛かりとして進出したタイにおいて事業を成功させることは、貴社の省電力事業において重要であるといえます。

かかる意味において、今般、資金使途として予定している、発注から納品及び受注先企業からの入金が行われるまでの期間における貴社の資金繰りを安定化させるための仕入資金を増加させること、タイにおける人員強化を図ることについては、十分な合理性が認められるものと思われま

す。また、ENeSYS のタイにおける販売強化資金として予定される各項目への支出金額についても、その期間及び金額に鑑み合理性が認められるものと思われま

す。以上から、ENeSYS のタイにおける販売強化の資金使途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えます。

第 2 調達方法の相当性

1. 第三者割当の選択

第三者割当を選択した理由について、貴社は、次のとおり説明しています。

「間接金融による資金調達については、当該規模の借入が見込める相手先を見つけることができないことから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。加えて株主割当増資やライツ・オフリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。」

継続企業の前提に重要な疑義が生じ、かつ、経常損失が生じている、現在の貴社の経営成績及び財政状態において、本増資により調達しようとする程度の金額を貸付等のデットにより資金提供を行う先を探すことは現実的には困難であるといえ、エクイティによる資金調達を選択することは致し方ないと思われま

す。そして、上記の貴社の経営成績及び財政状態からして、公募増資、株主割当増資及びライツイシューに

については、応募があるかは懐疑的であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。

以上の理由から、迅速かつ確実に資金調達が可能な第三者割当によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。

2. 割当先の選定及び調達方法の選択

本増資では、新株式と新株予約権の募集が予定されており、新株式の割当予定先は日本新電力株式会社、新株予約権の割当予定先はLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedとし、それぞれの調達金額は、新株式の発行により 311,400,000 円（手取概算額 308,710,100 円）、並びに新株予約権の発行により 2,394,000 円及び行使により 155,700,000 円（手取金概算 154,449,050 円）とされています。

（日本新電力株式会社を割当先とする新株式の発行）

新株式の発行による調達資金の用途は、日本ロジテック協同組合との業務提携に伴う貴社の取扱商材の拡大及び販売・管理体制の増強であるところ、かかる業務提携先である日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表を務め、同組合が資金援助を行う日本新電力株式会社であれば、最も今般の資金用途に対する理解が得られ易く、かつ、強固な業務提携関係を構築する意味でも貴社にとって有益な割当先であると思います。

また、迅速かつ確実に資金調達ができる新株式の発行を行うことは、今般の資金用途にも合致するものであるといえます。

したがって、日本新電力株式会社を割当予定先とする新株式の発行を行うことについて、相当性が認められるものと考えます。

（Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited を割当先とする新株予約権の発行）

割当予定先である Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited は貴社の元取締役を通じて紹介された先であり、同社の100%親会社である 5173.com Holdings Limited. は、EC サービスサイトの事業以外にも、貴社の取り扱う「IES」及び BEMS の事業に興味を持ち、貴社の商品の販売等を中国国内で行いたいと考えていることから、割当予定先として選定したとのことです。

現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無く、また、貴社の商品を中国に販売する機会ともなり得ることを併せて考えると、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited を割当予定先として選定することについて相当性は求められるものと思います。

もっとも、前述の貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいといえますが、この点、新株予約権の募集とした理由について、貴社は、次のとおり説明しています。

「一度に一定金額以上の出資をする場合は社内手続きに時間がかかること、今後の当社の事業の状況及び、5173.com Holdings Limited における当社の事業展開及び協業の状況に応じて権利行使を行いたいという意向を踏まえ、当社の資金用途の状況、及び割当の候補先が他に見つからないことを鑑み、新株予約権による発行に至ったものであります。」

前述のとおり、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無い状況において、迅速に資金調達の機会を得ることを目的として、割当予定先の意向を汲むことも止むを得ない選択であるといえ、他方で、新株予約権の行使に一定の期間が生じる点については、新株予約権の発行条件として行使停止要請条項及び取得請求権が付与され、状況に応じて貴社の選択により新株予約権の行使による希薄化を防止できる構造になっていることも併せて考えれば、新株予約権によることも相当性が認められるものと思われま。

以上から、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited を割当予定先とする新株予約権の発行を行うことについて、相当性が認められるものと考えます。

第3 発行条件の相当性

1. 株式

日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員（証券会社）向けの自主ルールとして制定した「第三者割当て増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協ルール」という。）においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかの

ぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されており、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱っているものといえます。

したがって、新株式の発行条件、すなわち、発行する新株式が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。

そして、新株式の発行価額は、貴社において、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日からの株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値の1か月平均(384.3円)を勘案し、協議の結果、1株につき346円と決定し、当該発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から31.0%のディスカウント、同直前営業日からの1か月平均株価から9.97%のディスカウント、3か月平均株価から18.56%のプレミアム、6ヶ月平均株価から27.55%のプレミアムとなっています。

この点、新株式の発行価額は、直前営業日の終値に関してのみ、10%のディスカウントを超えることとなりますが、貴社の株価(終値)は平成26年8月25日を境に急騰しているところ、貴社のプレスリリースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かかる急騰に合理的理由は見当たらないものと思われ、かかる状況から、直前営業日の終値を基準とすることは必ずしも相当ではないと考えます。他方で、貴社は、本増資の決定に先立つ平成26年8月13日に平成27年3月期第1四半期に係る決算短信を発表していることから、当該発表を受けた貴社の市場株価を織り込んだ1か月平均株価を基準とすることには合理性が認められるといえ、かかる考え方は日証協ルールに反するものではないと考えます。

したがって、新株式に係る発行条件は相当であると認められます。

2. 新株予約権

新株予約権の発行価額は、1個につき532円(1株につき5.32円)、行使に際して払い込むべき金額(行使価額)は、1株につき4円とすることが予定されています。

なお、行使価額(厳密には、これに新株予約権の発行価額を加えた金額)は、新株式の発行価額に相当しますが、かかる行使価額は、新株式と同じく、1株につき346円とすることが予定されています。

新株予約権の発行価額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社に対して算定を依頼のうえ、新株予約権1個につき531.7円(1株につき5.317円)が公正価額であるとの評価報告を得ています。

同社は、割当先の権利行使行動及び株式売却動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、基準となる貴社の株価502円、権利行使価額346円、ボラティリティ94.18%、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%、配当率0.00%、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等についても一定の前提を置いたうえで、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しています。

上記の算定は、前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

| | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|
| 売上高 | 251,888千円 | 263,864千円 | 131,131千円 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △37,064千円 | 5,983千円 | △137,627千円 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △10,714千円 | 3,947千円 | △155,155千円 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 16,974千円 | 1,592千円 | △150,855千円 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) | 3.53円 | 0.33円 | △29.41円 |

| | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 1株当たり配当金 | —円 | —円 | —円 |
| 1株当たり純資産額 | 13.00円 | 13.28円 | 29.36円 |

当社は、平成25年10月1日を効力発生日（権利落ち日平成25年9月25日）として1株を100株とする株式分割を行っており、1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）、及び1株当たり純資産額は、各期首において株式分割が行われたものとして記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年9月5日現在）

| | 株 式 数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|------------|--------------|
| 発行済株式数 | 6,194,100株 | 100.00% |
| 自己株式数 | 12,000株 | 0.19% |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 85,500株 | 1.38% |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----|----------|----------|------------------|
| 始 値 | 19,500円 | 10,980円 | 10,980円 |
| 高 値 | 30,300円 | 28,480円 | 23,370円 ■3,3円 |
| 安 値 | 7,250円 | 7,300円 | 10,080円 ■0,0円 |
| 終 値 | 10,890円 | 13,360円 | 13,360円 ■3,3円 |

当社は、平成25年10月1日を効力発生日（権利落ち日平成25年9月25日）として1株を100株とする株式分割を行っており、■の記載は、株式分割の影響後の株価となります。

②最近6ヶ月間の状況

| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 始 値 | 264円 | 278円 | 206円 | 259円 | 242円 | 270円 |
| 高 値 | 320円 | 280円 | 275円 | 264円 | 298円 | 505円 |
| 安 値 | 253円 | 200円 | 201円 | 207円 | 220円 | 265円 |
| 終 値 | 278円 | 213円 | 261円 | 236円 | 270円 | 470円 |

③発行決議日前営業日における株価

| | 平成26年9月4日 |
|-----|-----------|
| 始 値 | 440 |
| 高 値 | 502 |
| 安 値 | 435 |
| 終 値 | 502 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

| | |
|------------------------------|---|
| 払 込 期 日 | 平成26年1月9日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 195,643,000円（差引手取概算額） |
| 発 行 価 額 | 209円 |
| 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 | 4,939,100株 |
| 当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数 | 1,195,000株（うち金銭出資分956,000株、現物出資分239,000株） |

| | | |
|----------------|---|---|
| 募集後における発行済株式総数 | 6,194,100株 | |
| 割当先 | Sunny Idea International Limited セノーテ1号投資事業有限責任組合 | 956,000株 239,000株 (うち現物出資分239,000株) |
| 発行時における当初の資金使途 | ① 本社における運転資金 44百万円 ② エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用 38百万円 ③ エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金 92百万円 ④ 中古車査定システム「IES」の運転資金 21百万円 | |
| 発行時における支出予定時期 | ① 本社における運転資金 平成26年1月~12月 ② エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用 平成26年1月~12月 ③ エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金 平成26年1月~12月 ④ 中古車査定システム「IES」の運転資金 平成26年1月~12月 | |
| 現時点における充当状況 | 現時点までにおいて予定通り充当 | |

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じた経緯

本件第三者割当増資により、主要株主の異動が生じる予定であります。

2. 異動する株主の概要

名称：日本新電力株式会社

なお、所在地等の概要につきましては、前記「II 第三者割当による新株式発行 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

日本新電力株式会社

| | 所有株式数 (議決権の数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順 位 |
|-----------------------|----------------------|---------------------|-----------|
| 異動前 (平成26年9月5日現在) | 一株 (一個) | —% | — |
| 異動後 (平成26年9月22日現在) | 900,000株 (9,000個) | 12.71% | 第3位 |

※1 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 12,000株
平成26年9月5日の発行済株式総数 6,194,100株

※2 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

※3 大株主の順位につきましては、平成26年3月31日現在及びの株主名簿、及び平成26年4月1日より本日までの大量保有報告書による影響をもとに記載しております。

4. 今後の見通し

日本新電力株式会社は、本新株式の発行により、当社の総株主の議決権の数に対する割合の13.92%を保有する主要株主となりますが、当該株主の異動により、平成27年3月期の当社連結業績に対する影響は未定であり、判明し次第、お知らせいたします。

(別紙)

12. 発行要項

(新株式発行要項)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 募集株式の種類 | : 株式会社リミックスポイント 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | : 普通株式 900,000 株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | : 1 株当たり 金 346 円 |
| (4) 払込価額の総額 | : 金 311,400,000 円 |
| (5) 増加する資本金の額 | : 金 155,700,000 円 |
| (6) 増加する資本準備金の額 | : 金 155,700,000 円 |
| (7) 割当方法 | : 第三者割当の方法による |
| (8) 割当先及び割当株式数 | : 日本新電力株式会社 900,000 株 |
| (9) 申込期日 | : 平成 26 年 9 月 22 日 |
| (10) 財産の給付期日・払込期日 | : 平成 26 年 9 月 22 日 |

(新株予約権発行要項)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社リミックスポイント 第6回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) |
| 2. 本新株予約権の発行価額の総額 | 金 2,394,000 円 |
| 3. 申込期日 | 平成 26 年 9 月 22 日 |
| 4. 払込期日 | 平成 26 年 9 月 22 日 |
| 5. 割当日 | 平成 26 年 9 月 22 日 |
| 6. 募集の方法 | 第三者割当ての方法により、以下のように割当てる Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited 4,500 個 |
| 7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 450,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(同第 2 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 8. 本新株予約権の総数 | 4,500 個 |
| 9. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 | 532 円 |
| 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 | <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金 346 円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、第 11 項の規定に従って調整されるものとする。</p> |
| 11. 行使価額の調整 | (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 |

| |
|--|
| $\frac{\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}}{}$ |
| <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> |
| <p>①本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> |
| <p>②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> |
| <p>③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> |
| <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> |
| <p>(4) その他</p> |
| <p>①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号③の場合は基準日。）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第（2）号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第（2）号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 12. 本新株予約権の行使請求期間 | 平成 26 年 9 月 23 日から平成 28 年 9 月 22 日までとする。ただし、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。 |
| 13. その他の本新株予約権の行使の条件 | <p>(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 14. 新株予約権の取得事由 | 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 |
| 15. 新株予約権の取得請求 | 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 60 取引日連続して行使価額の 346 円を下回った場合には、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から 5 営業日前までに事前通知を行い、第 22 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得す |

| | |
|--|---|
| | ることを当社に対して請求する権利を有する。 |
| 16. 新株予約権の譲渡制限 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 17. 新株予約権証券の発行 | 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。 |
| 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 19. 新株予約権の行使制限 | <p>(1) 当社は本新株予約権者に対し、2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成28年3月21日までとする。</p> <p>(2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）</p> |
| 20. 新株予約権の行使請求の方法 | <p>(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p> |
| 21. 株券の不発行 | 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。 |
| 22. 行使請求受付場所 | 株式会社リミックスポイント 経営管理部 |
| 23. 払込取扱場所 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 |
| 24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について | 新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。 |
| 25. その他 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。</p> |

以 上